

上越市選挙管理委員会告示 第53号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙につき、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項及び第5項の規定により、上越市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和8年5月14日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

1 開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時

場 所 上越市木田1丁目1番3号

上越市役所 木田第2庁舎 4階 2401会議室

日 時 令和8年5月28日（木）午後5時30分